

関係県廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

熊本県熊本地方を震源とする地震により発生した
災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。
昨日発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により各地で被害が生じ、これに伴い、
膨大な量の災害廃棄物の発生等が見込まれ、各自治体におかれましては、適正かつ円滑
な処理に向けて鋭意御対応いただいていることと存じます。

環境省においては、災害により被災市町村が実施した災害廃棄物の処理事業及び廃棄
物処理施設の復旧事業に対しまして、「災害等廃棄物処理事業費補助金」及び「廃棄物
処理施設災害復旧事業費補助金」により財政支援措置を行っているところであります。

また、標記の補助申請に当たり、必要な手続き等を明記した自治体担当者向けの事務
処理マニュアルを策定・公表しておりますので、各自治体におかれましては、災害廃棄
物の処理等に係る事務処理を怠りなく実施していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、災害廃棄物処理等に係る補助制度が円滑に活用される
ように各市町村に対し周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、補助金申請に当たり疑義等が生じましたら、各地方環境事務所又は環境省廃棄
物対策課までご連絡をお願いいたします。

（災害関係業務事務処理マニュアルはこちらから）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/index.html>

<連絡先>
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
担当：田中（施設第 2 係長）、遠藤（施設第 2 係）
TEL：03-5521-8337（直通）
E-mail：TOSHIIHIDE.TANAKA@env.go.jp
TAKAAKI-ENDO@env.go.jp

関係県廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について（周知）

標記地震に係る災害廃棄物処理事業の補助対象拡充について関係省庁の調整を了とし
ましたのでお知らせいたします。

補助制度の円滑化については、平成 28 年 4 月 15 日付事務連絡「熊本県熊本地方を震
源とする地震により発生した災害廃棄物の処理等に係る補助制度の円滑な活用について」
においてご連絡したところです。

現行の補助制度では、いわゆる全壊家屋を除く損壊家屋等の解体費用については補助
対象としていないところ、これまでの被害状況、被災自治体からの要望や過去の実績を
踏まえた処理の円滑化のため、この度、市町村が行う全壊家屋又は半壊家屋の損壊家屋
等の解体費用について補助対象とすることとしました。

詳細については、さらに関係省庁と調整を進め、本地震に係る取扱いを取りまとめた
上で改めて周知いたします。

各県におかれましては、被災市町村において生活環境保全上の支障となっている損壊
家屋等の解体・撤去が円滑に実施されるよう各市町村に対し周知・徹底を図っていただ
きますようお願いいたします。

なお、家屋等の解体・撤去にあたっては、下記の通知も参考にして下さい。

○平成 28 年 4 月 26 日付事務連絡「平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業において被災市町
村が損壊家屋等の解体・撤去を行う場合の留意事項について」（環境省廃棄物対策課通知）

○平成 28 年 4 月 21 日付法務省民第二第 250 号「平成 28 年熊本地震による災害復旧における境界標識
等の保存について」（法務省民事第二課長通知）

○平成 28 年 4 月 22 日付事務連絡「大規模災害等により被害の生じた建築物等の建設リサイクル法上
の取扱いについて」（国土交通省建設課・環境省リサイクル推進室通知）

<連絡先>
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 干場、岩山、田中
TEL 03-5521-8337（直通）
FAX 03-3593-8263
E-mail haiiri-shisetsu@env.go.jp

(別紙)

熊本地震により半壊以上の判定を受けた家屋の解体費用の国庫補助について

1. 被害認定の区分と定義

- 「全壊」、「半壊」、「一部損壊」の区分については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成 25 年 6 月 内閣府防災担当)に基づき判定される。

1. 1 全壊

- 住家その居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの

1. 2 半壊 (大規模半壊を含む)

- 住家その居住のための基本的機能を一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、①大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの、あるいは②補修すれば元通りに再使用できる程度のもの

1. 3 一部損壊

- 住家が損壊しているが、使用できる程度のもの

2. 被害認定を受けた家屋の解体・撤去

2. 1 「全壊」判定家屋の解体・撤去

- 既に倒壊状態あるいは倒壊に近い状態となっており、所有者の意思確認を行った上で、生活環境保全上の支障が生じないよう、すみやかに解体・撤去作業を行う必要があるため、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象としている。

2. 2 「半壊」判定家屋の解体・撤去

- 利用が困難であると所有者が判断したものについては、生活環境保全上の支障が生じないよう、すみやかに解体・撤去作業を行う必要があるため、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とする。
- 一方、修復して再利用すると所有者が判断したものについては、所有者の費用負担のもと、修復、リフォーム等が行われる。リフォームにより生じた廃棄物は産業廃棄物に該当するため、所有者が委託(所有者の費用負担)したリフォーム事業者が責任を持って処理するものとなる。

(参考) 定義

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものである。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものである。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものである。
半壊に至らない(一部損壊)	—

※ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成 25 年 6 月 内閣府防災担当)

※ 全壊、半壊:「災害の被害認定基準について(平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法による

※ 大規模半壊:「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について(平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官(防災担当)通知)」による

事務連絡
平成28年5月10日

平成28年5月7日
(一部追加) 平成28年5月10日

関係県廃棄物主管部(局) 御中

平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

平成28年5月7日通知した「平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答」を、別添のとおり更新しましたので、お送りします。

問1 災害廃棄物処理事業において、既に着手、ないしは終了した分についても補助金の対象となるのか。

○既に着手、ないしは終了した災害廃棄物処理についても、被災市町村が事業主体として実施した分については補助事業の対象となる。
○なお、会計手続のため、見積書、請求書等といった契約に関する書類一式及び処理の状況が判る写真等については、会計手続が始まるまでの間、保管しておいていただきたい。

問2 倒壊家屋等を、既に個人が自主撤去した場合においても、補助の対象となるのか。

○既に倒壊した家屋等を自ら解体業者に依頼して撤去した場合についても、後日、被災市町村が、当該撤去を被災市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものであったと判断した上で、市町村と解体・処理業者との契約に変更する等の措置を講ずれば、今回は特例措置として補助事業の対象となる。(既に個人が支払済でも可)

問3 これから倒壊家屋等の解体・処理を行いたいと思うが、個人で行っても良いか。

○個人や中小企業(※)が自主的に解体・処理することについては、緊急やむを得ないものとして、被災市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものとの判断が必要である。
○具体的には、家屋等の所有者は関係者の合意を得たうえで、解体・処理業者を同行し被災市町村の窓口に相談及び処理費用の説明等を行っていただきたい。
○その結果、被災市町村が解体・処理費用を含めて適正であると判断し、当該解体・処理業者と被災市町村との契約が成立した場合、今回は特例措置として補助事業の対象となる。

※中小企業とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む)をいう。

【以下、今回追加部分】

問4 中小企業の災害廃棄物については、本件処理事業に該当するのか。

- 中小企業（個人商店を含む）から排出された災害廃棄物は、一般家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されている場合も、市町村が生活環境保海上特に必要として処理を行った場合は、従来から補助対象である。
- そのため、被災市町村内に事務所を有する中小企業にかかると、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、解体工事と併せ、処理事業の対象となる。

問5 大企業の災害廃棄物についても、本件処理事業に該当するのか。

- 現時点では大企業における被災状況が明らかでないため対応は未定である。
- 東日本大震災の際は、被災市町村内に事務所を有する大企業においても被災が甚大で経営に与える影響が大きく災害廃棄物処理に支障が生じることを考慮して、次の要件のいずれかを満たすものの、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、処理事業の対象とした。なお、大企業の場合には、解体工事は対象としなかった。
- (1)地震発生後2月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の20以上減少したもの
- (2)被災事業者と被災市町村内に事業所を有する事業者との取引依存度が100分の20以上のもの
- (3)被災市町村内にある企業の事務所の従業員数の割合が2割以上のもの

問6 諸経費は対象となるのか。

- 今回、解体工事を補助対象としたことから、それに必要な諸経費（現場管理費、一般管理費）が必要となることから補助対象経費とする予定。
- なお、東日本大震災や阪神・淡路大震災の際は、「解体工事に要する額の15%以内」とされている。

問7 事務費は対象となるのか。

- 従来は直接必要な消耗品など、対象を限定的としているが、膨大な災害廃棄物の処理にあたって膨大な事務作業が発生することから補助対象経費とする予定であるが、今般の対象範囲と事務費率は未定である。

問8 解体工事はどこまでが補助対象範囲となるのか。

○家屋等の解体と併せて他の構造物も解体する場合には以下の取り扱いとする予定。

- ①地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）
- ②門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が判断した場合の解体費
- ③擁壁（倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費は除く。）は、対象としない。

環 境 対 策 第 1607051 号
環 境 産 産 第 1607051 号
平 成 2 8 年 7 月 5 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

平成28年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知）

平成28年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成28年環境省令第18号。以下「特例省令」という。）が、平成28年7月5日に公布され、同日施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 制定の趣旨

平成28年熊本地震の発生に伴い、被災地域においては、膨大な量の廃棄物が発生しており、それらの中には、家屋等の損壊により、コンクリートの破片等が一般廃棄物として排出されたものが大量に含まれている。そのため、これらのコンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものである。

第二 制度の内容

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において平成28年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の5第1項の規定に基づき

都道府県知事に届け出ることにより、法第8条第1項の許可を受けないで、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができるが、安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することができることとしたこと（特例省令第2条第7号）。

なお、法第15条の2の5第1項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる（同条第2項）。

1 特例省令の対象となる場合について

特例省令の対象は、安定型最終処分場の設置者が、平成28年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に限定されていること。平成28年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合は、熊本県又は大分県の区域内の市町村の委託を受けて平成28年熊本地震により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいうこと。したがって、安定型最終処分場の設置者から法第15条の2の5第1項の届出があった場合には、当該届出をした者に対し、熊本県又は大分県の区域内の市町村との処理に係る契約書等を確認する等、当該届出に係る処理が平成28年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の7の17第4項の受理書を交付すること。

2 特例安定型最終処分場において処理できる一般廃棄物について

特例省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された安定型最終処分場（以下「特例安定型最終処分場」という。）において処理できる一般廃棄物は、安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（当該特例安定型最終処分場に係る法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものであるものに限る。）に限られていること。

具体的には、以下の(1)から(3)までのいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であること。

- (1) 平成28年熊本地震により生じた一般廃棄物（熊本県又は大分県の区域内において生じたものに限る。）
- (2) 次のいずれかに該当する一般廃棄物
 - ① 廃プラスチック類
 - ② ゴムくず
 - ③ 金属くず
 - ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（珪石ボードを除く。）
 - ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物
- (3) 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であつて、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの
 - ① 令附表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。

水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、シス一・二・ジクロロエチレン、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・一・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、一・四・ジオキサン及びダイオキシン類

② 有機性の物質

③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿

- ア 石綿保温材
- イ けいそう土保温材
- ウ パーライト保温材
- エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

廃棄物に(3)①から③までに掲げるものが混入し、又は付着することを防止する方法としては、これらの混入又は付着のおそれがある場合については洗浄すること等が考えられること。その他、「工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた安定型産業廃棄物の理立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」(平成10年環境庁告示第34号)を参考にされたいこと。なお、(3)③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含むこと。

3 特別安定型最終処分場に係る維持管理基準等について

特別安定型最終処分場においては、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用されること(一)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号)第2条第4項)。また、当該処分場の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧する必要があること(規則第12条の7の18)。

4 特別安定型最終処分場において処理する一般廃棄物に係る処理基準について
特別安定型最終処分場において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理基準が適用されること(令第3条第3号)。

5 特別省令の有効期間について

本特別省令は、平成30年6月30日に失効すること。そのため、特別省令の失効後、特別安定型最終処分場を法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の理立処分

の用に供する場合には、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があること。

第三 その他

平成28年熊本地震により生じた一般廃棄物の適正処理を確保するため、特別安定型最終処分場に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたいこと。実施に当たっては、市町村との処理に係る契約書類、関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第15条の2の5第1項の届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認する等、不適正な処理が行われている一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたいこと。

平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項に規定する 環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令

(平成28年7月5日公布・環境省令第18号)

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 制定の趣旨

- 廃棄物処理法第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者が、一般廃棄物のうち産業廃棄物処理施設で処理される産業廃棄物と同様の性状を有するものとして環境省令で定めるものを処理しようとする場合には、都道府県事に事前に届出をすれば、当該産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設とみなし、一般廃棄物として処理することができることとされている（非常災害時は、処理開始後、遅滞なく届け出れば足りる。）。
- 廃棄物処理法施行規則第12条の7の16第1項においては、地下水汚染防止等の措置が講じられている一般廃棄物処理施設と同様の性状を有する管理型最終処分場の設置者に限り、上記届出により当該施設を一般廃棄物処理施設とみなすことができることとされている。
- そのため、現行制度上、平成二十八年熊本地震において大量に発生した災害廃棄物（一般廃棄物）のうちコンクリートくず等を安定型最終処分場において埋立処分する場合には、通常、一般廃棄物処理施設の設置に関する都道府県知事の許可が必要である。
- しかしながら、今回の地震により、被災地域においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらを迅速にかつ適切に処理する必要がある。
- そこで、安定型最終処分場の設置者が、今回の地震により発生した災害廃棄物（廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号イに定める安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず、陶磁器くず、がれき類のいわゆる安定5品目及びこれらに準ずるものとして環境大臣が指定した品目）と同様の性状を有するものに限り、都道府県知事への届出を行うことにより、当該処分場を一般廃棄物最終処分場とみなすことができるとし、手続の簡素化を図ることとする。
- なお、安定型最終処分場については、安定型産業廃棄物以外のものが混入・付着している例が多く生じ問題となっているところであり、積極的に安定型最終処分場に埋立立てることができる廃棄物を拡大すべきではないことから、本特例措置の有効期間及び当該措置の対象となる安定型最終処分場に埋立立てることができる一般廃棄物については、限定的にする必要がある。

2. 制定の内容

安定型最終処分場の設置者が、平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合について、当該処分場において、平成二十八年熊本地震により生じた一般廃棄物のうち、有害物質等を含む廃棄物が付着・混入しないよう適切に分別等の措置が講じられたもの（適切に分別されたコンクリートくず等）を処理する場合に限り、都道府県知事に届出をすることにより、当該処分場を一般廃棄物最終処分場とみなすことができることとする特例措置を講ずるもの。

3. 施行の日

公布の日

4. 有効期間

公布日から平成30年6月30日まで

発生量が最も多いとされる熊本市が作成した「平成28年4月熊本地震熊本市災害廃棄物処理実行計画」において、処理期間として、「平成30年6月末頃を目途に、仮置場等から再資源化施設あるいは最終処分場へ、全ての災害廃棄物の搬出を完了することを目指す。」とされていることを踏まえ、本省令の有効期間を平成30年6月30日とする。

○環境省令第十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）を実施するため、平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十八年七月五日

環境大臣 大塚 珠代

平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六

年政令第三百号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）

第二条 産業廃棄物処理施設の設置者が、平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に係る法第十五条の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「規則」という。）第十二条の七の十六第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる産業廃棄物処理施設の種別に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物処理施設に係る法第十五条第一項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。

一 廃プラスチック類の破砕施設 廃プラスチック類（特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定家庭用機器をいう。）、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する小型電子機器等をいう。）その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックと一体となったものが一般廃

棄物となつたものを含むものとする。次号において同じ。）

- 二 廃プラスチック類の焼却施設 廃プラスチック類
- 三 令第二条第二号に掲げる廃棄物の破碎施設 木くず
- 四 令第二条第九号に掲げる廃棄物の破碎施設 コンクリートの破片その他これに類する不要物
- 五 石綿含有産業廃棄物の熔融施設 石綿含有一般廃棄物
- 六 令第二条第一号から第四号の二まで及び第十一号に掲げる廃棄物の焼却施設 紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体
- 七 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場 次のいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）
 - イ 平成二十八年熊本地震により生じた一般廃棄物（熊本県又は大分県の区域内において生じたものに限る。）
 - ロ 次のいずれかに該当する一般廃棄物
 - (1) 廃プラスチック類

3

- (2) ゴムくず

- (3) 金属くず

- (4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）

- (5) コンクリートの破片その他これに類する不要物

ハ 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であつて、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの

- (1) 令別表第五の下欄に掲げる物質

- (2) 有機性の物質

- (3) 建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿

- (イ) 石綿保温材

- (ロ) けいそう土保温材

- (ハ) パーライト保温材

4

(二) 人の接触、気流及び振動等により(イ)から(ハ)までに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

八 令第七条第十四号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、コンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物を処分するために処理したものであつてこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

2 前項の規定が適用される場合における規則第十二条の七の十六第二項及び第十二条の七の十七の規定の適用については、規則第十二条の七の十六第二項中「前項第一号から第五号まで」とあるのは「平成二十八年熊本地震により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十八年環境省令第十八号）第二条第一項第一号から第六号まで」と、規則第十二条の七の十七中「前条第四号の二」とあるのは「平成二十八年熊本地震

により特に必要となつた一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十八年環境省令第十八号）第二条第一項第五号」とする。

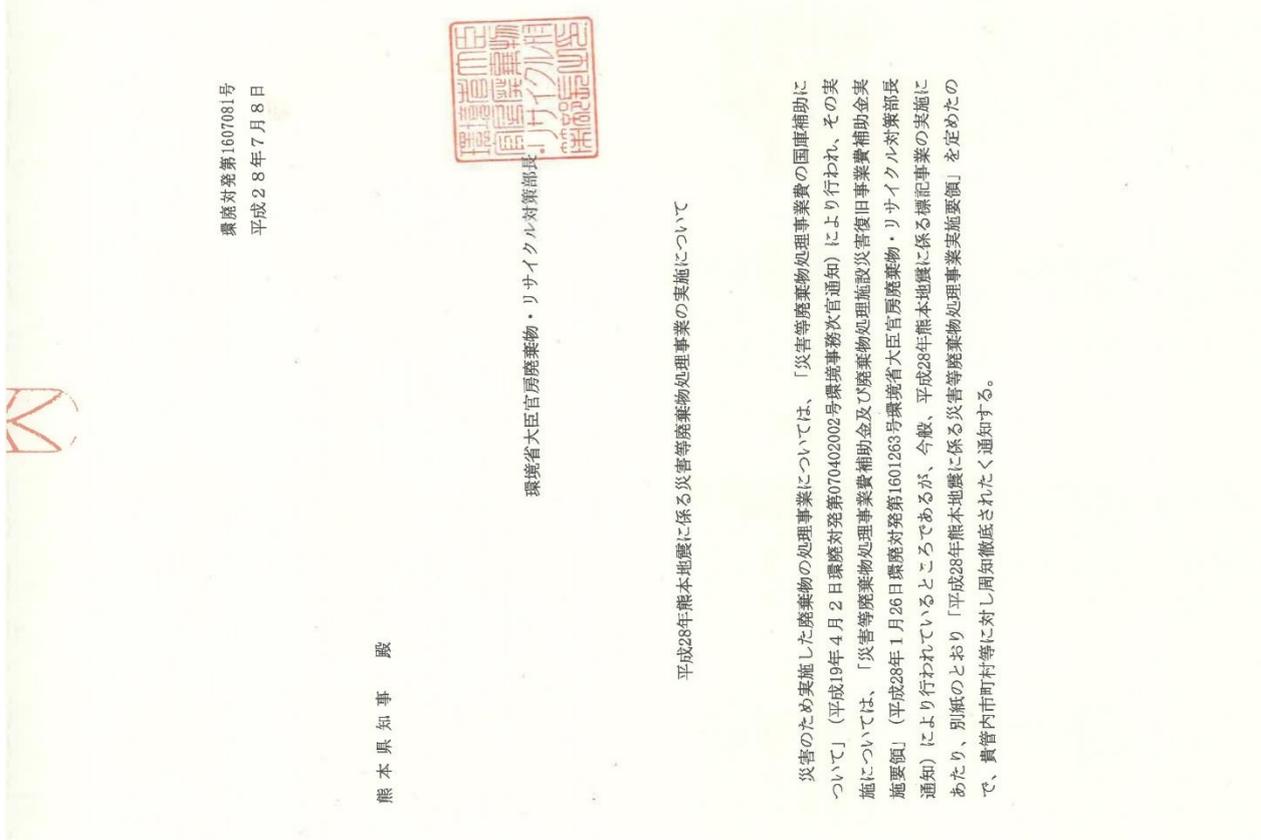
附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(この省令の失効)

第二条 この省令は、平成三十年六月三十日限り、その効力を失う。



別紙

平成28年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業実施要領

第1 目的

平成28年熊本地震による被害は甚大であり、社会的経済的影響は極めて大きなものとなっている。この要領は、このような特別な事情に鑑み、市町村における災害等廃棄物処理事業の推進を支援し迅速な復興を進めるため、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成19年4月2日環境対発第070402002号環境事務次官通知の別紙）（以下「交付要綱」という。）により補助するうえで、必要な事項を定めることにより、補助金の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、損壊家屋等の解体事業を含む災害等廃棄物処理事業を行う平成28年熊本地震により被害を受けた市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とする。

第3 事業計画の策定

事業を行うにあたっては事業計画を策定し、その計画に基づいて事業を実施しなければならない。なお、事業計画は原則として、全体事業計画を策定した上で各年度毎に振り分けることとする。

第4 補助対象となる事業の区分

補助対象となる事業の区分は、次に掲げるとおりとし、事業の内容は、「平成28年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成28年7月8日環境対発第1607084号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知の別紙）（以下「取扱い」という。）によるものとする。

1. ごみ処理
2. し尿処理

第5 補助対象となる経費

補助対象となる経費は、事業のため直接必要な労務費、解体工事費、仮設工事費、運搬費、処理・処分費、借上料、機械器具修繕費、燃料費、薬品費、道路整備費、手数料の合計額及び事業者等への委託料、諸経費並びに事務費であって、経費の内容は、取扱いによるものとする。

第6 適用除外

補助対象から控除される経費及び事業については、取扱いによるものとする。

第7 被害状況の現地調査方法

被害状況の現地調査方法については、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領」（平成28年1月26日環境対発第1601263号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき財務省係官立会の上、原則として現地調査を行うものとする。

ただし、補助金の概算払をする場合においては、次のとおり被害状況の現地調査を行うこととする。

1. 実績部分について、収集・運搬、処分量及び解体件数について、日々の実績と計画の対比、単価設定の根拠、契約書、見積書、伝票等の関係書類を確認して行う。
2. 見込み部分について、これらの実績等に基づき予定地区における収集・運搬、処分量及び解体件数の達成見込み等について、実績及び諸般の状況から推計して行う。

第8 事業計画の変更に伴う事前協議

災害等廃棄物処理事業の実施に際して、交付申請書の事業計画を変更する場合には、次に掲げるとおりとする。

1. 事業費の増及び30%を超える減

環境省と事前協議の上、変更交付申請の手続きを行うこと。ただし、第7で実施した現地調査時において必要性を認められずに補助対象外となった事業、現地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

2. 事業費の30%以下の減

環境省との事前協議は不要であり、事業実績報告において、減となった事由を報告書に付記すること。

3. 事業費の変更なし

環境省との事前協議は不要。

第9 留意事項

事業の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

1. 危険性、公共性等を配慮の上、計画的に実施すること。
2. 所有者等の存在を確認できた損壊家屋等の解体・処理は、それら所有者等の承諾を得た上で市町村が必要と認められたものに限るものであること。

3. 大企業、中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者）及び個人の混在するマシオン等の解体で、大企業から負担金を徴収した場合にはその負担金は交付要綱でいう「寄付金その他の収入額」として扱うこと。

4. 災害廃棄物の処理にあたっては、極力分別に努め受人先との調整を図ること。

5. 災害廃棄物は、関係法令に基づいて適正に処理すること。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関するその他必要な事項は、廃棄物対策課長が別途定める。

(附則)

この要領は平成28年7月8日から施行する。

平成28年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

第1 通則

平成28年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業については、「平成28年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成28年7月8日環統対発第1607081号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）（以下「実施要領」という。）によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

第2 補助対象となる事業内容

1. ごみ処理

① 地震により生じた災害廃棄物の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、生活環境保全上の支障により災害廃棄物を市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が実施主体となって処理する事業を含む。）であって、民間事業者及び地方公共団体への委託を含むものとする。

② 地震により、市町村が解体の必要があると判断した全壊又は半壊の損壊家屋等であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。

なお、上記解体処理事業については、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業者）が所有するものに限る。）が所有するものに限る。）、事業者等（中小企業者が所有するものに限る。）を対象とする。

2. し尿処理

地震により、市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。

第3 補助対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

なお、経費の算出にあたっては、別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「損壊家屋等の解体工事費の算定基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た単価・歩掛によることとする。

1. 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

2. 解体工事費

ごみ処理に係るもので、実施要領に基づく全壊又は半壊の損壊家屋等の解体工事（解体工事に係る運搬費を含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

環統対発第1607084号
平成28年7月8日

熊本県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長



平成28年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

平成28年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「平成28年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成28年7月8日環統対発第1607081号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）によるほか、別紙「平成28年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたので、貴管内市町村等に周知されるようお願いする。

- ① 地上部分及びそれぞれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）
- ② 門扉、塼、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費
- ③ 擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費
 なお、解体工事の対象となる家屋等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋等とする。
3. 仮設工事費
 ごみ処理に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費
4. 運搬費
 ごみ処理にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に関する費用（海上輸送費も含む）
 し尿処理にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用
5. 処理・処分費
 破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピューターの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）また、市町村が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。）
6. 借上料
 ごみ処理にあつては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料
 し尿処理にあつてはバキューム車、し尿運搬船等の借上料
7. 機械器具修繕費
 ごみ処理、し尿処理に係る重機等の修繕費
8. 燃料費
 ごみ処理、し尿処理に係る自動車、船舶、重機等の燃料費
9. 薬品費
 ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費
10. 道路整備費
 ごみ処理、し尿処理に係る処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
11. 手数料
 ごみ処理、し尿処理に係る手数料（委託先が市町村の場合に限る。
 なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）
12. 委託料
 ごみ処理、し尿処理について、災害により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村に委託した場合の経費（減価償却費相当額を計上することができる。）
 なお、仮置場にかかる委託業務にあつては、諸経費、消費税等相当額を含むものとする。
 また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に

委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

13. 諸経費

解体工事に要する額の15%の範囲内とする。

14. 事務費

ごみ処理を施行するために必要な事務に要する旅費及びびり費（賃金、需用費（消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費、光熱水料、修繕費）、通信運搬費、委託料、備品費、賃借料、使用料等）

第4. 補助対象から除外される経費及び事業

1. 1市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあっては80万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあっては40万円未満のもの
2. 通常時に排出されると見込まれる生活系のごみ処理事業に要する経費
3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づいて、災害その他伝染病流行のおそれがある場合において行われるそ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布
4. ごみ又はし尿の処理を自らが設置する施設において実施した場合は、当該処理に要した費用。ただし、市町村が設置する施設又は市町村からの委託による処理を実施する施設についてはこの限りではない。
5. 国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる堆積土砂排除事業
6. 自衛隊等が無償で実施した地域における解体、収集・運搬事業
7. 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
 - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
 - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
 - ③ 修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事
 - ④ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工事
 - ⑤ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体工事

第5. その他

その他、本取扱いに定める以外のものについては、「平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答」各種を参考のこと。

表 廃棄物処理費

項目	算出式	備考
収集費 (運搬費の一環)	収集費=収集に係る費用で、果又は市町村の単価・歩掛により必要最小限の積み上げ額(労務費については、公共工事設計労務単価(国土交通省、農林水産省)も参照。)	○収集・運搬に必要なパッキホウ、クレーン、ダンブトラック等の建設機械等の単価は、建設物価((一財)建設物価調査会)、積算資料((一財)経済調査会)等の公表資料を参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)
運搬費 (現場から仮置場) (仮置場からの積出し)	以下の運搬費単価をもとにダンブトラックの種類や廃棄物の量に応じて運搬費を積み上げる。 運搬費(円/m ³)=A/Q [A:ダンブ1時間当たりの経費(円/時) Q:1時間当たりの運搬土量(m ³ /時) Q=(60×q×E)/Cm [Q:1時間当たりの運搬量(m ³ /時) q:1台あたりの積載量(m ³) E:係数(0.9) Cm:積込み、運搬、積下しに要する時間(分) =βL+α = (60/V) × L + α β:運搬1km当たりの所要時間(分/km) = (60/V) V:運搬速度(km/時) L:運搬距離(往復:km) α:積込等による待ち時間(分)	
中間処理費 (処理・処分費の一環)	(参考) ○1台当たりの積載量(q) 2tダンブトラック=3.1m ³ (木質系)、1.6m ³ (ガラ系) 4tダンブトラック=4.6m ³ (木質系)、2.5m ³ (ガラ系) 10tダンブトラック=10.0m ³ (木質系)、6.6m ³ (ガラ系) 中間処理費=F×G [F:廃棄物重量(t) G:1t当たりの処理費(円/t)(果又は市町村の単価による)	○コンクリート塊、可燃物等の中間処理の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本) ○安定型処分場及び管理型処分場における最終処分単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照(単価がない場合は3者以上の見積もりを基本)
最終処分費 (処理・処分費の一環)	最終処分費=H×I [H:廃棄物体積(m ³) I:1m ³ 当たりの処理費(円/m ³)(果又は市町村の単価による)	

廃棄物処理費の算定基準

1. 適用範囲

廃棄物処理に係る主要な経費(収集費、現場から仮置場まで及び仮置場からの積出しの運搬費、中間処理費、最終処分費)の算出に当たっては、本基準によることとする。

2. 算定基準

廃棄物処理に係る主要な経費の算出は次頁の表により行う。

3. 廃棄物処理費

廃棄物処理に係る主要な経費の額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

損壊家屋等の解体工事費の算定基準

1. 適用範囲
損壊した木造家屋、鉄筋コンクリート製建物(RC)の解体工事費及び解体工事に伴う仮置場までの運搬費の算出に当たっては、本基準によることとする。
2. 算出基準
解体費の算出は表1(木造)及び表2(RC)により行い、解体工事に伴う運搬費の算出は表3により行う。
3. 算出額
解体工事費(解体工事に伴う運搬費を含む)の1m³あたりの額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

項目	算出式	備考												
減価償却費相当額	$\text{減価償却費相当額} = (J - K) / L \times M$ <p>J: 施設建設に要した費用のうち、廃棄物処理施設整備費国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金(以下「交付金等」という。)の交付対象となった経費(円) K: 国からの支援額のうち、施設建設に要した費用(J)に係る交付金等の交付額及び交付税相当額(円) L: 当該施設の計画処理総量(t又はm³) M: 今回処理量(t又はm³)</p>													
諸経費 (委託料の一環)	仮置場にかかる委託業務に必要な諸経費については、原則として15%の範囲内とする。 ただし、この基準によりがたいときは、個別協議により算出することができる。													
事務費	こみ処理を施行するために必要な各種の事務(現地調査、分析試験、測量、計画算定、設計、施工管理等)に要する費用であって、ごみ処理の事業費の額に応じ、下の率により算定された額の範囲内とする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>ごみ処理の事業費</th> <th>事務費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3億円以下の額</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>3億円を超え5億円以下の額</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>5億円を超え10億円以下の額</td> <td>2.5%</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え30億円以下の額</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>30億円を超える額</td> <td>1.5%</td> </tr> </tbody> </table>	ごみ処理の事業費	事務費率	3億円以下の額	4.5%	3億円を超え5億円以下の額	3.5%	5億円を超え10億円以下の額	2.5%	10億円を超え30億円以下の額	2.0%	30億円を超える額	1.5%	
ごみ処理の事業費	事務費率													
3億円以下の額	4.5%													
3億円を超え5億円以下の額	3.5%													
5億円を超え10億円以下の額	2.5%													
10億円を超え30億円以下の額	2.0%													
30億円を超える額	1.5%													
消費税等相当額	消費税等相当額=8%													

表1 解体費(木造) (単位:円)

項目	算出式	適用
解体工事費	$\text{解体工事費} = (A \times \text{手}(\alpha) + B \times \text{機械}(\beta)) \div 1.051 \times \text{延べ床面積}(\text{m}^2)$ <p>A: 手解体費(円/m²) B: 機械解体費(円/m²) α: 手解体の割合 β: 機械解体の割合 α + β = 1</p>	○手解体費及び機械解体費は、建設物価等による。 ○αとβの割合が不明の場合はα≦1/3の場合を標準とする。
仮設工事費 (解体工事に係る)	仮設工事費=交通整理員等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経費率15%以内 諸経費=(解体工事費+仮設工事費)×0.15以内	
消費税等相当額	消費税等相当額=8%	
解体費合計	解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税等相当額	

注) 各市町村の実績により、全額、半額で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表2 解体費(RC) (単位:円)

項目	算出式	適用
解体工事費	$= ((A \times \alpha) + (B \times \beta)) \times C \div 1.051 \times \text{延べ床面積 (m}^2\text{)}$ <p>A:大型プレローカー使用費 (円/m²) B:ハンドプレローカー使用費 (円/m²) α:大型プレローカーの割合 β:ハンドプレローカーの割合 α+β=1 C:単位面積当たりのガラ発生量 (m³/m²)</p>	○大型プレローカー又はハンドプレローカーによる解体費は、建設物価等による。 ○αとβの割合が不明の場合はα≧4/5の割合を標準とする。 ○Cが不明の場合は、C=0.832(m ³ /m ²)を標準とする。
仮設工事費 (解体工事に係る)	仮設工事費=交通整理員、防塵シート、足場掛け等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経費率15%以内	
消費税等相当額	諸経費=(解体工事費+仮設工事費)×0.15以内 消費税等相当額=8%	
解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税等相当額		

注)各市町村の実績により、全壊、半壊で解体費用に区別をしている場合は、その値を適用する。

表3 解体工事に伴う運搬費(木造及びSRC) (単位:円)

項目	算出式	備考
解体工事費	$\text{運搬費 (円)} = (A/Q) \times C \times \text{延べ床面積 (m}^2\text{)}$ <p>A:ダンブ1時間当たりの経費(円/時) Q:1時間当たりの運搬土量(m³/時) C:単位面積当たりのがれき発生量(m³/m²)</p> $Q = (60 \times q \times f \times E) / C_m$ <p>Q:1時間当たりの運搬土量(m³/時) q×f:1台あたりの積載土量 E:係数(0.9) C_m:積込み、運搬、積下しに要する時間(分) $= \beta L + \alpha$ $= (60/Y) \times L + \alpha$ β:運搬1km当たりの所要時間(分) $= (60/Y)$ Y:運搬速度(km/時) L:運搬距離(往復:km) α:積込等による待ち時間(分)</p> <p>注) 路地等でダンブの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。</p> <p>(参考) ○ダンブ経費 2tダンブトラック1時間当たりの経費=4,175(円/時) 4tダンブトラック1時間当たりの経費=4,775(円/時) 10tダンブトラック1時間当たりの経費=6,950(円/時) ○がれき発生量 木造=木質系0.47(m³/m²) 〃=ガラ系0.34(m³/m²) RC=ガラ系0.832(m³/m²) ○1台当たりの積載量(q×f) 2tダンブトラック=3.1m³(木質系)、1.6m³(ガラ系) 4tダンブトラック=4.6m³(木質系)、2.5m³(ガラ系) 10tダンブトラック=10.0m³(木質系)、6.6m³(ガラ系) ○V≧6km/時(交通渋滞の解消を図り、できる限りV≧10とする) ○α≦16分</p>	○算出式に用いる係数を各市町村で設定していない場合は、参考欄に示す値を標準とする。
諸経費	諸経費率15%以内	
消費税等相当額	消費税等相当額=8%	
解体工事に伴う運搬費+諸経費+消費税等相当額	運搬費=運搬費×0.15以内 諸経費=運搬費×0.15以内 消費税等相当額=8%	

平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について

平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の実地及び取扱いについては、「平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の実地について」（平成 28 年 7 月 8 日環境省 1607081 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）（以下「実施要領」という。）及び「平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 28 年 7 月 8 日環境省 1607084 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）（以下「取扱い」という。）によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

1. 事業の執行

一般の地震においては、大量のがれき等の災害廃棄物が発生しており、これらの円滑かつ迅速な処理を進めていくことが必要となっており、大量の災害廃棄物の処理に係る費用の増嵩も懸念されていることから、事業の執行においては、競争性のある契約方式の採用等により公平性・透明性を確保し、適正な価格により契約を行い事業を実施する等、厳に適正な予算執行が求められていることに留意する。

2. 調査の方法

実施要領第 7 「被害状況の実地調査方法」によるほか、具体的な取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、やむを得ない理由により実地調査が困難である場合には、机上にて調査を行うことができる。
- (2) 補助金の概算払いを希望する場合には、市町村は別記「平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について」により事業費を算出して環境大臣あて提出するものとし、調査は当該報告に基づき行うものとする。
- (3) 上記 (2) による調査を行う災害等廃棄物処理事業については、市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき、財務省係官立会の上、再調査を行うものとする。
- (4) 市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づく調査（再調査を含む。）を行う際には、契約書、見積書、伝票等の関係書類を確認する。
- (5) 上記 (4) の確認の際には、他の事業との重複がないことをあわせて確認する。

環境省 1607085 号
平成 28 年 7 月 8 日

熊本県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長



平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について

平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の実地及び取扱いについては、「平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の実地について」（平成 28 年 7 月 8 日環境省 1607081 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び「平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成 28 年 7 月 8 日環境省 1607084 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）によるほか、別紙「平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」によることとしたので、貴管内市町村等に周知されるようお願いする。

別記

別添

番号
平成 年 月 日

平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について

環境大臣 殿

平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業において、補助金の概算払いを希望する市町村においては、別添の様式により報告書を提出すること。

印

平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について

標記のことについて、平成 28 年 4 月 14 日の平成 28 年熊本地震により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1. 災害等の概要
 - ・発生日時
 - ・震央地名
 - ・震源の深さ
 - ・規模
 - ・震度
 - ・津波の高さ

2. 全般的被害状況

市町村名	人的被害		住家の被害				備考
	死者	行方不明者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
	人	人	戸	戸	戸	戸	

3. 事業主体名
4. 事業区分
5. 事業費見込額
6. 事業費算出内訳（別紙のとおり）
7. 添付資料
 - (1) 写真
 - (2) 地図
 - (3) 災害廃棄物発生量の推計資料
 - (4) 事業費算出内訳の根拠資料

参考

平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告の作成例

○ 別記「平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について」に定める様式による報告の作成例を別添 1 のとおり示すので参考とされたい。

○ 平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業について、調査の流れに係る資料として、別添 2「平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業の調査スキーム」を参考とされたい。

別添 1

作成例

番号 00000 号
平成 28 年 月 日

環境大臣 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印

平成 28 年熊本地震に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について

標記のことについて、平成 28 年 4 月 14 日の平成 28 年熊本地震により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1. 災害等の概要

- ・ 発生日時 平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分頃
- ・ 震央地名 熊本地方（北緯 32.7 度、東経 130.8 度）
- ・ 震源の深さ 約 11km
- ・ 規模 マグニチュード 6.5
- ・ 震度 震度 7

2. 全般的被害状況

市町村名	人的被害		住家の被害				備考
	死者	行方不明者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	
〇〇市	〇〇人	〇〇人	〇〇戸	〇〇戸	〇〇戸	〇〇戸	

3. 事業主体名 〇〇市
4. 事業区分 〇〇処理
5. 事業費見込額 〇〇円
6. 事業費算出内訳（別紙のとおり）
7. 添付資料
 - (1) 写真
 - (2) 地図
 - (3) 災害廃棄物発生量の推計資料
 - (4) 事業費算出内訳の根拠資料

(1) 写真

- ・災害廃棄物（片付けごみ、がれき類等）の発生の状況を示す写真
- ・解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真
- ・仮置場の状況を示す写真
- ・重機等の導人状況を示す写真 等

(2) 地図

- ・上記写真の撮影地点
 - ・仮置場の設置状況
- ※複数の仮置場を設置している場合には、それぞれの地域の災害廃棄物を搬入するの明らかなにすること
- ・し尿汲み取り地域 等

(3) 災害廃棄物発生量の推計資料

- ・市町村（又は県）において作成した推計資料

(4) 事業費算出内訳の根拠資料

- ・事業費算出内訳において使用した労務単価表、建設物価、3者見積もり等、単価の根拠を確認できる資料
- ・契約書の写し（契約済の場合）
- ・随意契約の理由書（随意契約の場合）

事業費算出内訳

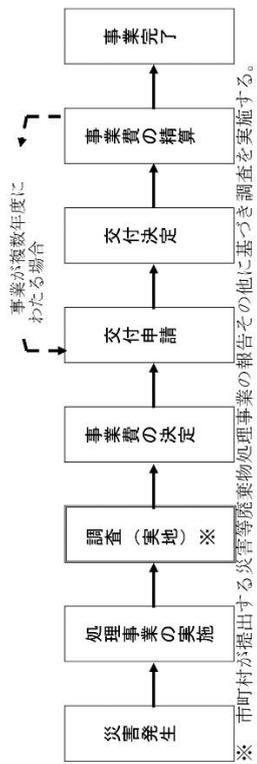
事業区分	費用区分	員数	単位	単価	金額	市町村名	備考
ごみ処理	労務費	〇〇	人	〇〇	〇〇〇	〇〇市	金額の算出方法を記載。
	解体工事費	〇〇	m ²	〇〇	〇〇〇		
	木造	〇〇	m ²	〇〇	〇〇〇		
	R C	〇〇	m ²	〇〇	〇〇〇		
	木造及びR C	〇〇	m ²	〇〇	〇〇〇		
	仮設工事費	1	式		〇〇〇		
	運搬費	〇〇	m ³	〇〇	〇〇〇		
	処理・処分費	〇〇	t	〇〇	〇〇〇		
	中間処理費	〇〇	t	〇〇	〇〇〇		
	最終処分場	〇〇	t	〇〇	〇〇〇		
	借上料	〇〇	台	〇〇	〇〇〇		
	機械器具修繕費	1	式		〇〇〇		
	燃料費	〇〇	l	〇〇	〇〇〇		
	薬品費	1	式		〇〇〇		
	道路整備費	1	式		〇〇〇		
手数料	1	式		〇〇〇			
委託料	1	式		〇〇〇			
諸経費	1	式		〇〇〇			
事務費	1	式		〇〇〇			
合計					〇〇〇		

平成 年 月 日

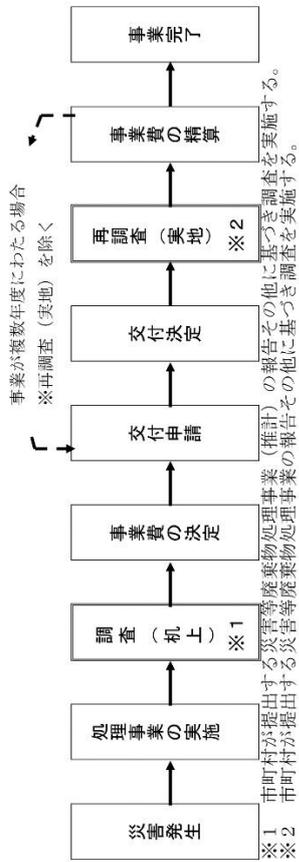
環境省

財務省

A 補助金の概算払いをしない場合（精算払い方式）



B 補助金の概算払いをする場合（概算払い方式）



循社第231号
平成28年5月26日

各市町村長 様
(災害ごみ担当課扱い)

熊本県環境生活部環境局
循環社会推進課長
(公 印 省 略)

倒壊家屋等の解体費標準単価について (通知)

このことについて、下記のとおりとしますので通知します。

なお、この単価は災害査定や業務発注に使用するものであり、解体工事の精算に当たっては、出来高の確認や実績価格の調査等を行い実情に即した工事費で精算願います

記

1 木造家屋

(1) 解体費：7,862円/m²

※仮設・積込・諸経費含む。基礎撤去・廃棄物処分は含まない。税抜き。

(2) 運搬費：

	①片道5km、往復10kmの場合	②片道10km、往復20kmの場合
2 t	1,690 (円/m ²)	3,148 (円/m ²)
4 t	1,284 (円/m ²)	2,390 (円/m ²)
10 t	810 (円/m ²)	1,509 (円/m ²)

※諸経費含む。税抜き。

2 鉄筋コンクリート製建物

(1) 解体費：12,247円/m²

※仮設・積込・諸経費含む。基礎撤去・廃棄物処分は含まない。税抜き。

(2) 運搬費：

	①片道5km、往復10kmの場合	②片道10km、往復20kmの場合
2 t	5,362 (円/m ²)	9,986 (円/m ²)
4 t	3,924 (円/m ²)	7,309 (円/m ²)
10 t	2,164 (円/m ²)	4,029 (円/m ²)

※諸経費含む。税抜き。

3 基礎解体費等

基礎撤去については、地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とするとされているため、参考単価として以下のとおり算出した。

(1) 木造家屋

①基礎解体工事費

1,035円/m² (税抜き)

②基礎解体運搬費

	①片道5km、往復10kmの場合	②片道10km、往復20kmの場合
2 t	752 (円/m ²)	1,400 (円/m ²)
4 t	550 (円/m ²)	1,025 (円/m ²)
10 t	303 (円/m ²)	565 (円/m ²)

※税抜き

(2) RC造家屋

①基礎解体工事費

2,970円/m² (税抜き)

②基礎解体運搬費

	①片道5km、往復10kmの場合	②片道10km、往復20kmの場合
2 t	1,121 (円/m ²)	2,087 (円/m ²)
4 t	820 (円/m ²)	1,528 (円/m ²)
10 t	452 (円/m ²)	842 (円/m ²)

※税抜き

<問合せ先>
熊本県環境生活部環境局循環社会推進課
(担当) 小林、小西 (TEL) 096-333-2277 (FAX) 096-383-7680
(E-mail) junkanshakai@pref.kumamoto.lg.jp